

令和7年度京丹後市立病院看護師等修学資金修学生募集要領

【看護師・助産師】

制度の目的

この制度は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院（以下「市立病院」という。）の看護師及び助産師の充足に資するため、将来、市立病院において、看護師又は助産師の業務に従事しようとする意思を有するかたに、修学に要する資金を無利息で貸与するものです。看護師又は助産師の養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業した日から1年を経過するまでに看護師又は助産師の免許を取得し、直ちに市立病院に採用され、貸与を受けた期間に相当する期間、市立病院で看護師又は助産師の業務に従事された場合は、修学資金の返還が免除されます。

応募資格、応募方法等

1 応募資格

養成施設に在学中又は令和7年度に入学予定のかたで、将来、市立病院において看護師又は助産師の業務に従事する意思を有するかた

2 募集人数 15人程度

3 貸与の額 月額5万円

4 貸与の期間

貸与の決定を受けた年度の4月から3月まで

（1）貸与の決定は毎年度行います。

（2）次年度以降も申請書の提出が必要です。（養成施設を卒業するまでの期間は原則として引き続いて貸与することとします。）

5 貸与の時期

6月、9月、12月及び3月に当該月分までを指定の口座に振り込みます。

（6月及び12月は京丹後市立弥栄病院企業出納員から、9月及び3月は京丹後市立久美浜病院企業出納員からの振込みとなります。）

6 貸与の決定 書類審査に加えて、面接を実施し、決定します。

7 応募方法及び募集期間

（1）申請書及び必要書類

① 看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）

- ・「住所」欄には住民票に記載の住所を記入
- ・「その他の連絡先」欄には住民票に記載の住所以外に連絡及び書類送付を希望する場合のみ記入

(例) 住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい⇒居住地を記入
住民票は居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい⇒実家の住所を記入

- ② 申請理由書
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 看護師等修学資金貸与者推薦書（様式第3号。養成施設が作成したもの。養成施設に入学予定のかたは、在学中の学校が作成したもの。）
- ⑤ 合格証明書の写し（養成施設に入学予定のかたのみ）
- ⑥ 申請者の住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）
- ⑦ 成績証明書（在学中の養成施設のもの。令和7年度入学者は最終学歴のもの。）
- ⑧ 連帯保証人の印鑑証明書

※申請書は市ホームページの募集ページ（P4 参照）にも掲載します。

（2）保証人

- ① 申請には2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者としてします。
- ② 貸与を受けようとする者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人としてください。

（3）応募期間

令和7年2月10日（月）から令和7年3月7日（金）17時まで（土、日、祝日は除く）

※郵送による場合は3月7日必着のこと。

※募集人数に満たないときは、2次募集を行うことがあります。

（4）応募方法

京丹後市医療政策課に申請書及び必要書類を提出してください。

修学資金の返還

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還しなければなりません。

1 返還事由

- ア 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
- イ 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師又は助産師の免許を取得できなかったとき（養成施設を卒業の年度に実施される国家試験に合格しなかったとき）
- ウ 看護師又は助産師の免許を取得後、直に市立病院に採用されなかったとき
- エ 市立病院において看護師又は助産師の業務に貸与相当期間従事しなかったとき

2 返還方法

- ア 一括払い
- イ 月賦（貸与を受けた期間を限度とします）
- ウ 半年賦（貸与を受けた期間を限度とします）

3 返還利息 無利息

4 延滞利息

返還額を返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年 14.6 パーセントの延滞利息を支払わなければなりません。

返還の猶予

次の返還猶予事由が生じたときは、修学資金の返還を猶予します。

- ア 市立病院に勤務しており、返還を免除する過程にあるとき
- イ 看護師の養成施設を卒業後、将来市立病院において助産師として勤務する意思をもって、さらに助産師の養成施設に在学するとき
- ウ 災害、疾病等、その他やむを得ない事由であると市長が認めたとき

修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から 1 年を経過するまでに看護師又は助産師の免許を取得し、直ちに市立病院に採用され、看護師又は助産師の業務に、貸与期間に相当する期間（育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により勤務できなかった期間を除く。）勤務したとき。

注意事項

- 1 申請者は、この要領のほか「京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例」及び「京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。
- 2 申請書等は遺漏のないよう正確に記載してください。
- 3 申請書及び必要書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

※応募に際し提出された個人情報、この選考以外には使用いたしません。

問い合わせ先・書類提出先

京丹後市医療部医療政策課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

【電 話】 0772-69-0360

【F A X】 0772-69-0901

【メール】 iryo@city.kyotango.lg.jp

京丹後市立病院看護師等修学資金 HP 募集ページ



【URL】 <https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/iryo/iryoseisaku/1/2/19649.html>